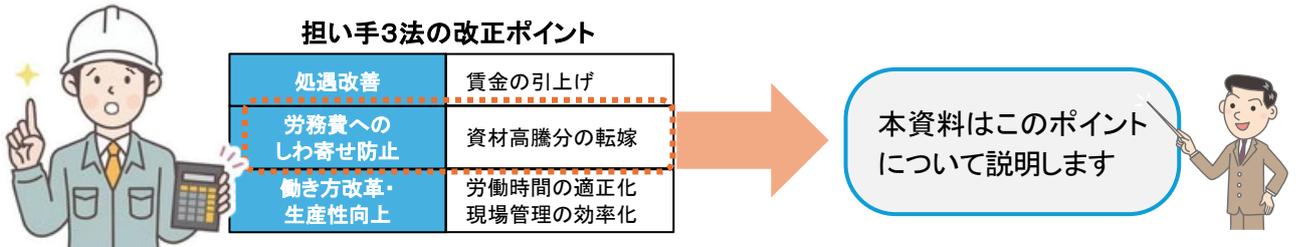


# 資材高騰でお困りのあなたへ

近年の資材価格高騰への対応として、改正建設業法により価格転嫁に関するルールが設けられました。注文者と受注者が協力し、適正な取引を進め、持続可能な建設業を実現することが重要です。本紙では、価格転嫁に向けた法改正の趣旨とポイントを解説します。



## 改正法の概要

### 資材高騰への対応

近年の資材価格高騰(図1)は、建設業界に大きな影響を与えているところ、建設業者向けのアンケートでは、物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は半数程度に留まっています(図2)。加えて、資材価格等の高騰の影響を受け、注文者と契約変更協議を行っても、全て契約変更が行われるのは2割程度となっています(図3)。

改正法では、資材高騰が生じた際の契約変更協議に関する条項を契約書に明記するよう義務化するとともに、受注者が契約締結前に通知した情報に従って契約変更を申し出た場合、注文者が誠実に協議に応じる努力義務を課しています。

工事の注文者と受注者はパートナーであり、適正な価格転嫁を進めることが、建設業界全体の持続可能性を支える鍵となります。

#### ◎資材高騰に伴う請負代金の変更方法を契約書に明記

資材価格の変動による請負代金の「変更方法」を契約書に法定記載事項として明確化しました。

#### ◎資材高騰のおそれを受注者が注文者に通知する義務

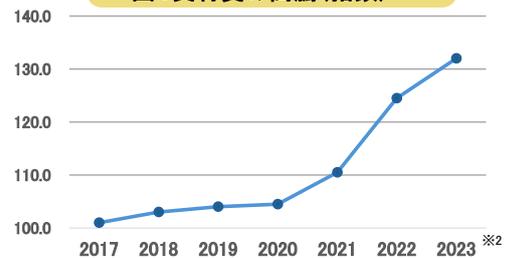
資材価格高騰の可能性がある場合、受注者は注文者に通知する義務があります(「おそれ情報」の通知)。

#### ◎契約変更協議の誠実対応義務

おそれ情報に沿った契約変更協議に対して注文者が誠実に対応する努力義務が課されました。

これらの内容により、受発注者間のパートナーシップに基づく変更協議の円滑化が促され、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁に繋がります。

図1 資材費の高騰(指数)<sup>※1</sup>

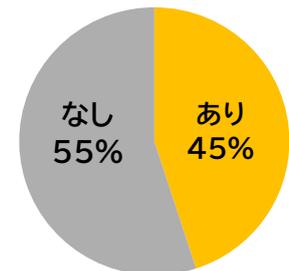


※1 基準年である2015年=100とした指数

※2 1~10月の平均

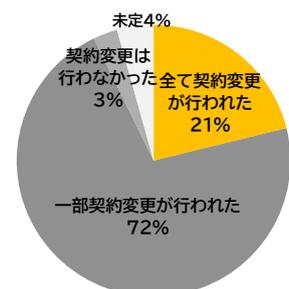
(出典)一般財団法人建設物価調査会「建設資材物価指数」

図2 契約変更条項の記載の現状



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

図3 契約変更協議に関する状況



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

## 新ルールの詳細

### 1. 今回の改正事項(価格転嫁関係)

改正建設業法では、資材価格の高騰や労務の供給不足等が発生した際に、請負代金・工期を適正に変更するためのルールが新たに設けられました。以下に主な改正内容を示します。

#### ◎契約前のルール

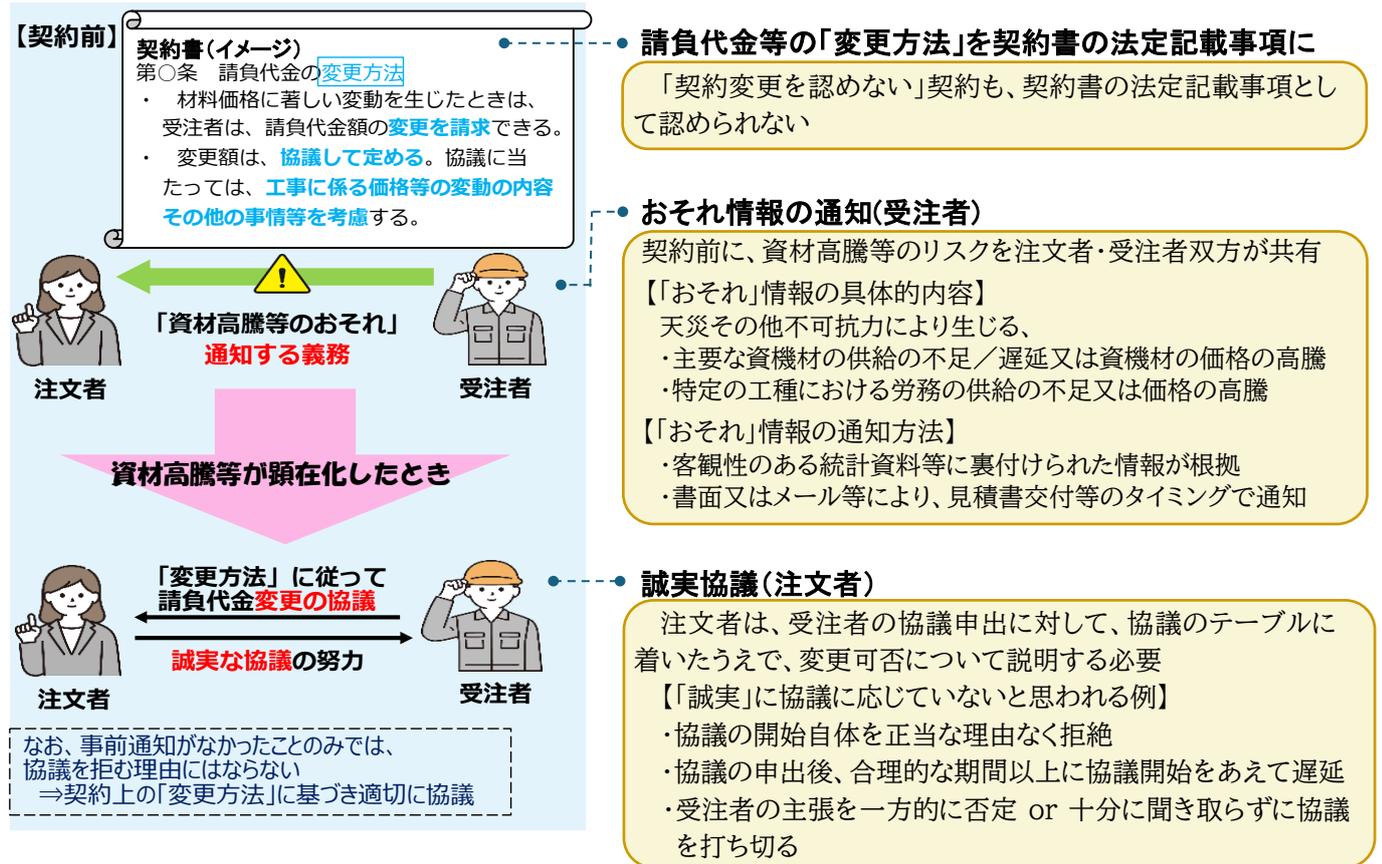
- ▷資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
- ▷受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

#### ◎資材高騰等が顕在化した場合<契約後のルール>

- ▷契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議でき、注文者は誠実に協議に応ずる努力義務(公共発注者は、協議に応じる義務)。

### 2. 価格転嫁協議の円滑化ルールの詳細

令和6年12月からの施行に併せて公表した建設業法令遵守ガイドラインでは、新ルールについての留意点がとりまとめられています。



改正法の詳しい情報はコチラからご覧下さい

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const.tk1\\_000001\\_00033.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const.tk1_000001_00033.html)



 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

Tel: 03-5253-8111(内線 24-756) / 03-5253-8277(直通)  
Fax: 03-5253-1553